

岐阜県教職員組合 養護教員部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和3年10月26日 15:30～
会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合執行委員長 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（16：30）

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和3年10月26日）

要 望 事 項	回 答
1 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるために	
(1) 養護教諭の加配、養護担当非常勤講師の配置などについて	
<p>コロナ禍において子どもたちのしんどさや不安が顕在化してきています。感染予防対策を徹底して取りながら子どもたちの対応に精一杯努めてきましたが、養護教諭の負担はますます厳しい状況にあります。さらに、病院や保健所の業務のひっ迫により、学校での抗原検査簡易キットの使用、濃厚接触者の特定など医療従事者でなければできない業務についても文科省からの指示がありました。先の見えない職務に私たち養護教諭も疲弊しています。ぜひ、県独自の配置基準を策定し、養護教諭の加配を多くしてください。</p> <p>ア 加配基準には満たない規模の学校や、児童生徒の困難さへの対応を要する学校に、養護教諭の加配を行ってください。フルタイムでの加配が難しいのであれば、関市の若あゆ制度のように繁忙期や感染拡大などの必要な時に養護担当非常勤講師を配置してください。</p> <p>令和2年度から3年度にかけて、定数減で複数配置ではなくなった学校が8校あります(小学校1校、中学校1校、高校6校)。また、801人以上の小学校が3校あり、養護教諭一人に対応しています。これらの学校に優先して加配してください。</p> <p>イ 養護教諭の常勤講師・非常勤講師の確保をしてください。</p> <p>昨年度、産休・育休、病休の代替が探せない、見つからないため近隣の学校の養護教諭が交代で勤務しているという状況がありました。コロナ禍で大変な状況の今、常勤講師、非常勤講師を確保し、柔軟に配置してください。特に、退職した養</p>	<p>養護教諭の配置については、国の標準法に基づき、高等学校は生徒数が800人以下は1人、801人以上は2人を配置、特別支援学校では、各校に1人配置し、さらに児童生徒数が61人以上でもう1人配置しております。小中学校（義務教育学校を含む）では、標準学級3学級以上の学校に1人配置し、さらに小学校の児童数851人以上（中学校は生徒数が801人以上）の学校ではもう1人配置しております。小中学校の標準学級2学級以下の学校については、加配の養護教諭を配置したり、隣接する学校の養護教諭に兼務をかけたりして対応しております。</p> <p>県独自の配置については、現在の県の予算状況を考慮すると大変難しい状況です。</p> <p>なお、感染防止に係る業務については、養護教諭等の負担軽減のため、公立学校に消毒等を行う教師業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を配置する事業を実施しております。来年度もこの事業を継続できるよう予算要求しております。</p> <p>なお、養護担当非常勤講師については、小中学校において、With コロナにおける教育環境の充実や養護教諭の繁忙期などを鑑み検討しているところです。</p> <p>また、県立学校においては、代替非常勤の予算を準備しております。来年度については現在予算要求中です。今後講師の確保に努めてまいります。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和3年10月26日）

要 望 事 項	回 答
<p>護教諭の中には、養護担当非常勤講師なら勤務が可能という声を多く聞きます。病休代替だけでなく、柔軟な働き方ができるよう進めてください。</p>	
<p>ウ 新型コロナウイルス感染症対策のため、一昨年度よりスクール・サポート・スタッフが配置され、養護教諭等の負担軽減となっています。しかし、学校によっては感染防止に係る業務を担っていないため、養護教諭の負担軽減とはなっていない学校もあります。養護教諭の負担軽減となるような職務を命ずるように各学校を指導してください。</p> <p>また、来年度にも継続してスクール・サポート・スタッフを配置できるように予算確保に尽力をお願いします。</p>	<p>「スクール・サポート・スタッフ」は、教員の業務支援を行うことにより、教員の負担が増加しないことを目的に配置しております。その業務は消毒作業のみに特定しているものではありませんので、感染症対策として健康管理業務等に従事することも各学校の状況の中で可能となっております。</p> <p>来年度もこの事業は継続していく予定です。</p>
<p>(2) 学校での抗原検査簡易キットの使用、児童生徒の新型コロナワクチンの予防接種について</p>	
<p>ア 学校での抗原検査簡易キットの使用については、推奨しないでください。</p> <p>学校内で使用することには多くの問題があると考えます。キットは、原則、希望する教職員のみが家庭で使用することとし、児童生徒には使用させないでください。</p> <p>各学校に配布するマニュアルには、医療機関が逼迫して検査が困難となった場合を想定して準備していること、現状では推奨するわけでないことを明記してください。(9月10日申し入れ済み)</p>	<p>学校における抗原簡易キットの活用については、小中は基本教職員を対象としております。高等学校については、教職員または生徒となっておりますが、体調不良者は登校、出勤しないことになっています。文部科学省の手引きにも、実際に検査を実施するケースとしては、保護者が直ちに迎えに来られない場合や、医療機関がひっ迫している場合などに補完的な活用が考えられると記載があります。</p> <p>キットにつきましては、家に持ち帰って検査をすることは想定しておりませんが、使用する機会は限定的であることを、県教育委員会作成の動画資料などで周知を図ったところです。</p>
<p>イ 児童生徒の新型コロナワクチンの予防接種は、学校での集団接種ではなく自治体での個別接種とし、これまでどおり、決して推奨、強制はしないでください。(6月22日申し入れ済み)</p>	<p>新型コロナワクチンの学校での集団接種につきましては、令和3年6月22日付の文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」に基づき、学校での集団接種は行わないこととしております。</p> <p>また、各学校に対して、決して新型コロナワクチンの接種を強制しないよう指導を徹底しています。さらに、接種を希望しない児童生徒等に対する同調圧力や差別等のハラスメントにつながる行為が決して起こらないよう徹底しています。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和3年10月26日）

	要 望 事 項	回 答
	(3) 予算・設備について	
	<p>ア 感染症対策に必要な物品の確実な配布と、引き続き感染症対策用の予算を措置してください。</p> <p>今年度は、必要な物品がスムーズに購入していただけるようになり、昨年度のような混乱は無くなりました。今後も、現場の要望を聞き、必要な時に不足なく備品や消耗品が使えるようにしてください。また、引き続き感染症対策用の予算を措置してください。</p>	<p>令和3年度は、県立高等学校等では国の学校保健特別対策事業費補助金を活用して、各学校の感染症対策に係る備品や消耗品を整備してまいりました。</p> <p>県内市町村等におかれましても、感染症対策に当該事業を活用されたものと承知しております。</p> <p>令和4年度につきましても、国が衛生環境整備支援事業等を概算要求しており、当該事業の継続が見込まれます。</p>
	<p>イ 感染症予防に必要な手洗い場が足りません。特に、高等学校では数が少なく、食事前の手洗いが密になっている状況です。昨年度の交渉で、「施設設備費で順次整備する」との回答でしたが、特別の措置として各学校の手洗い場の増設を検討してください。</p>	<p>県立学校における個別の施設整備については、各学校から要望があれば対応するように努めているところです。</p> <p>引き続き、そのようなことでお困りの際は、事務局を通してご要望をいただければと思います。</p>
	2 養護教諭の勤務条件について	
(1)	<p>非正規の「養護助教諭」配置の解消を進め、正規の養護教諭を配置してください。</p> <p>非正規の「養護助教諭」（産休・育休代替講師、複数配置の講師を除く）が配置されている学校は、小学校47校(昨年比-7)、中学校15校(昨年比-1)となっており、非正規が占める割合は小学校13%、中学校8%を占めます。昨年度よりこの割合は減少していますが、経験の浅い方も多く、コロナ禍で厳しい状況下で勤務しています。</p>	<p>児童生徒数や教職員定数、退職者数、再任用者数等の状況を踏まえ、長期的展望に立った採用計画に基づき、正規の養護教諭の適正な配置に努めてまいります。</p>
(2)	<p>(文書回答)</p> <p>コロナ禍だからこそ、養護教諭が負担と感じている学校保健統計調査、学校環境衛生活動調査を岐阜県学校保健会と協議し、負担軽減となるよう検討してください。</p>	<p>学校保健統計調査については、公務支援システムに検診結果を入力することで、調査票が作成できるように進めております。(一部手入力が必要な箇所は残る予定です)</p> <p>学校環境衛生活動調査については、すでにWEB調査に変更して負担軽減を図りましたが、今後も引き続き様式について検討をしてまいります。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和 3 年 10 月 26 日）

要 望 事 項	回 答
<p>(3) （文書回答） 宿泊を伴う学校行事に、養護教諭がすべての学年を引率するよう指示される学校があります。多くは健康診断の多忙期にあたり、養護教諭のとても大きな負担となっています。看護師の引率に代えるなど、養護教諭の心身および経済的な負担が軽減される配慮を行うよう各学校に指導してください。</p>	<p>これまでも児童生徒の安全確保及び健康管理の面から、多くの場合、各学校において養護教諭に引率を依頼しています。</p> <p>宿泊を伴う行事を複数の学年が短期間に実施すれば、同一の養護教諭に引率を依頼する場合、その方の大きな負担となることから、次年度の教育課程編成時において十分に配慮するよう、引き続き指導に努めます。</p> <p>平成 22 年度より、学校行事の泊を伴う児童生徒の引率については勤務時間の割振制度を導入して引率教員の負担軽減に努めているところです。</p>
<p>(4) 校外での任務、特に中体連・高体連・特体連などが主催する大会での救護について、以下の改善を働きかけてください。</p> <p>ア 今年度、中体連の県大会、地区大会に養護教諭の救護要請がありました。7 月 22 日に問い合わせをしたところ、コロナ禍での緊急の措置であったとのことでした。今後はすべての地域の地区大会に看護師の派遣をするように中体連事務局に要請していくとの回答でした。今後もすべての地域で、郡市大会を含めすべての大会に医療職を配置するよう働きかけてください。</p> <p>イ 搬送体制の整備、損害賠償保険の加入など、救急体制の充実をはかるように働きかけてください。</p>	<p>中体連・高体連に対しては、日頃より、生徒の安全・健康を第一に考え、大会等の運営を行うよう、お願いするとともに、養護教諭の負担を軽減するために、救護担当として看護師を要請するよう助言しているところです。</p> <p>今年度、中体連の県、西濃地区大会ではコロナ禍での緊急措置として養護教諭に救護要請をしましたが、岐阜地区、東濃地区を含めたこれらの大会では、原則看護師を依頼することになっております。また、美濃地区・可茂地区・飛騨地区においては、看護師の派遣要請について検討を継続していくよう働きかけてまいります。</p> <p>大会規模の大小にかかわらず、救急体制の整備が充実するよう、引き続き中体連、高体連に指導してまいります。</p>
<p>(5) （文書回答） 小中学校の養護教諭が 5 年で原則異動となる制度を撤廃してください。 養護教諭はアレルギー、不登校、発達障がい等の児童生徒の対応のため、保護者と信頼関係を築き、長期的な視野で児童生徒に関わらなくてはなりません</p>	<p>養護教諭に限らず、一人職の同一校勤務は、原則として 5 年としています。</p> <p>一人職の場合、学校外、いわゆる地域の他の学校の同じ職の方と交流する機会がありますが、校内では任された仕事に対して長年固定化されたやり方を継続することは好ましくありません。県全体として学校の活性化を図ることも必要です。このような経緯から「5 年」という期間が適当であるとされてきました。現在もその考え方に立って異動を進めています。</p> <p>また、異動に際しては、各学校において校長が個別に教職員と面談を行い、教職員の将来設計、自身の健康状態、</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和 3 年 10 月 26 日）

要 望 事 項	回 答
<p>ん。にもかかわらず小中学校の養護教諭が5年で原則異動となる制度は弊害があります。この制度を撤廃するかもしくは弾力的に運用してください。本人との面談を重視し、本人のライフプランに合わせた、合意のもとでの異動を実施してください。</p>	<p>家庭の事情（子育て、家族の介護等の状況）についてヒアリングを行っています。それらを踏まえ人事異動に努めています。また、管理職の研修や経験年数に応じた悉皆研修の折に、教職員のキャリアデザインについての講話を入れるなどして努めております。</p>
<p>3 子どもの命を守り、健康な発達保障をするために</p>	
<p>(1) （文書回答） 県立学校の生徒は、検尿・心電図検査の結果が要医師総合診断となると、学校医の指示のもと医療機関での精密検査を勧めることとなりますが、貧困などの理由により受診できない生徒が増えています。医療機関での精密検査にも、結核検診同様、公的な補助を行ってください。</p>	<p>尿検査については、H30年度に精密検査判定基準における「尿蛋白・クレアチニン比」の検査を追加しました。心電図検査については、1次検査から12誘導心電図を導入しました。精密検査の公的補助はしておりませんが、検査内容の改善により、受検者数を絞り込むよう対応していますのでご理解ください。</p>
<p>(2) （文書回答） コロナ禍のため、今年度は運動会・体育大会が中止または延期となり、学校管理下にて熱中症で救急搬送される事例は減ったと思われます。今後も児童生徒の命を守ることを優先して、学校行事の時期や練習を含めた運営方法、緊急時の対応などを検討するように各学校に指導してください。</p>	<p>近年の記録的な猛暑による、学校活動における熱中症予防は児童生徒の命を守るため、適切に対応しなければならないことと認識しています。そのため、例年、気温が上がる5月から各学校に対して熱中症の事故防止についての関係文書を送付し注意喚起や具体的な取組みについて呼び掛け、練習時間や競技時間の短縮、実施する時間帯、給水回数を増やしたりするなど細心の対策を講じるようお願いしてまいりました。また、今年度7月には「熱中症対策ガイドライン～学校教育活動における判断と行動の目安～」を発出するとともに、「学校教育活動における熱中症予防対策について」にマスク着用に関わる内容を加筆し、運動会・体育大会、体育授業等の屋外活動において、臨機応変に対応していただくようお願いしております。</p>
<p>(3) （文書回答） LGBTの人への配慮や、災害時に避難所となることを考慮し、多目的トイレを各階に設置してください。</p>	<p>既存の県立学校への多目的トイレの設置については、設置スペースの関係もあり対応が困難な状況ではありますが、大規模改修等の際に、設置スペースが確保できれば、1箇所は設置していきたいと考えています。また、県立学校で避難所に指定されている体育館付近の屋外トイレについては、改築等に合わせて多目的トイレを設置しております。</p>
<p>(4) （文書回答） 高校生の健康と安全を最優先するために、学校管理下における集団献血を強制しないでください。</p>	<p>医療現場において血液が不足していることから、保健所及び血液センターの職員が各学校を巡回し、実施の説明及び依頼の結果、毎年、公立高校、私立高校合わせて20校前後の学校にご協力をいただいております。受け入れについては、学校が献血場所となる場合でも、参加については任意であると承知しております。献血に触れ合うための貴重な機会であることを踏まえ、各学校でご判断ください。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和3年10月26日）

	要 望 事 項	回 答
4	その他	
(1)	<p>健康教育や救急処置の拠点となる保健室が多様な機能が発揮できるよう、保健室の施設・設備の整備をしてください。</p> <p>いまだに、外線電話、インターネットに接続できるパソコン、プリンター、湯沸かし器、冷蔵庫、鍵付きの書庫が保健室に無い小・中学校があります。県から市町村の教育委員会に指導してください。</p>	<p>市町村立学校については設置者である市町村が主体となって実施していますのでご要望は市町村教育委員会へお伝え願います。</p>
(2)	<p>教員採用試験について（文書回答）</p> <p>必死に学校現場を支えている養護助教諭の勤務の実績を正に反映するため、教員採用選考試験に以下のような改善をお願いします。</p> <p>ア 講師経験の加点措置から除外されている養護助教諭について、3年以上経験のある方には、2次試験で加点制度を設けてください。</p> <p>イ コロナ対応その他の多くの業務で疲弊している養護助教諭の人数を増やすためにも、養護助教諭の採用人数を増やしてください。</p>	<p>令和5年度採用教員採用選考試験における免除及び加点については、今年度の実施状況等をふまえ、検討してまいります。</p> <p>児童生徒数や教職員定数、退職者数、再任用者数等の状況を踏まえ、長期的展望に立った採用計画に基づき、正規の養護助教諭の適正な配置に努めてまいります。</p>
(3)	<p>養護助教諭という名称を止め、他の教諭と同様に「養護教諭（講師）」と記してください。</p>	<p>名称を変更することに伴う手続き等を確認しながら検討してまいります。</p>